



Billing System

第20回
定時株主総会

招集ご通知

開催日時

令和2年3月26日（木曜日）午前10時

開催場所

東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

・新型コロナウイルスの感染が広がっております。
本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	19
計算書類	22
監査報告	25
株主総会参考書類	29

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年3月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	令和2年3月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所	東京都港区芝公園二丁目5番20号 メルパルク東京 4階 孔雀の間 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	
報告事項	1. 第20期（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第20期（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	補欠監査役1名選任の件
第3号議案	会計監査人選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.billingssystem.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎当社は、法令及び定款第16条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.billingssystem.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知に記載されている提供書面は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ① 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」 ② 連結計算書類の「連結注記表」 ③ 計算書類の「個別注記表」

(提供書面)

事業報告 (平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出を中心に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで各種政策の効果もあり、全体としては緩やかな回復傾向が継続しております。その一方で、世界経済においては米中の通商問題による中国景気の減速懸念や中東情勢の混乱など、世界経済の不確実性の高まりにより先行きは不透明な状況が続いております。

当社の属する決済市場においては、経済産業省が2018年4月に公表した「キャッシュレス・ビジョン」で、大阪・関西万博が開催される2025年までにキャッシュレス比率を40%とする目標を設定した上で、将来的には世界最高水準の80%を目指すとした「支払い方改革宣言」が提示され、また日本政府が2018年6月に公表した「未来投資戦略2018」においても、引き続き「FinTech／キャッシュレス化の推進」が重点分野として位置づけられております。

日本国内における2025年の電子決済取扱高の合計は最大で約128兆円を突破することが予想されており、決済手段別に見ると、クレジットカード決済市場が73兆円（2019年）から最大103兆円（2025年）へ、デビットカード決済市場は1兆円（2019年）から最大4兆円（2025年）へ、非接触IC型やサーバー管理型の電子マネーを含むプリペイド決済市場は11兆円（2019年）から最大20兆円（2025年）へと利用規模が拡大するものと推定されています。

また、国内のQRコード/バーコード決済市場については、2019年の5,061億円から、2025年には最大9兆円まで拡大するものと予測されております。

このような状況の下、当社グループは、クイック入金サービスや公共料金支払代行サービスなど既存サービスの新規顧客獲得と並行して、即時口座振替サービスやスマホ決済アプリPayB、自動販売機向けLTE対応シンクライアント型電子決済端末の販売など新サービスの開発にも積極的に取り組んでおります。PayBは2020年1月末時点で、36の金融機関において利用可能となっており、利用可能取引先については、5,271社・団体まで広がり、特に地方公共団体については229団体まで広がっております。また昨年9月には、WeChat、Alipayの決済機能を提供しているスマホマルチ決済サービスに、PayPayを追加、今後も更なる決済手段を追

加し、消費者と利用企業の利便性を一層向上させていく予定です。

一方、電子マネー対応シンクライアント型決済端末の販売については、昨年の大口売上先からの受注が見込めなくなったため、期中に事業計画の見直しを行いました。納期が翌期へ後ろ倒しとなる案件が多く、売上、営業利益ともに前期比で大幅に減少する結果となっております。今後は、マルチ決済端末の需要が期待できるコインランドリーや駐車場の無人精算機への販路拡大を図るとともに、現在のSuica等に加えnanacoなど、他の電子マネーや、日本でも普及が期待されるクレジットカードのコンタクトレス決済も可能となるよう機能を順次追加することで売上拡大を図っていく所存です。

また、連結子会社であるQCS株式会社に対するのれんについて、同社の業績が当初の計画に対し進捗が遅延していることから、今後の事業計画を見直した結果、当第4四半期連結会計期間において減損損失を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、2,290,703千円（前連結会計年度売上高2,638,701千円）、営業利益107,543千円（前連結会計年度営業利益346,438千円）、経常利益107,753千円（前連結会計年度経常利益345,888千円）、親会社株主に帰属する当期純損失24,491千円（前連結会計年度親会社株主に帰属する当期純利益172,443千円）となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は36,278千円であります。

その主なものは、クイック入金サービスなど商用のシステムサーバーの入替等及び電子マネー対応シンクライアント型決済端末の開発費用であります。

③ 資金調達の状況

当社グループにおきましては、設備資金などの所要資金は、主として自己資金にて充当しております。また、運転資金の一部を短期借入金及び長期借入金により調達しております。

その結果、短期借入金の1年内返済予定の長期借入金残高は25,833千円となりました。

2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第17期 (平成28年12月期)	第18期 (平成29年12月期)	第19期 (平成30年12月期)	第20期 (当連結会計年度) (令和元年12月期)
売上高	(千円) 1,865,938	2,233,257	2,638,701	2,290,703
経常利益	(千円) 222,610	247,414	345,888	107,753
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円) △55,200	127,699	172,443	△24,491
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円) △8.66	20.03	27.05	△3.84
総資産	(千円) 5,874,611	6,603,110	6,159,640	7,806,677
純資産	(千円) 1,746,910	1,854,830	1,993,456	1,920,045
1株当たり純資産額	(円) 265.63	281.91	302.71	290.10

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当社は、令和元年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第17期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第17期 (平成28年12月期)	第18期 (平成29年12月期)	第19期 (平成30年12月期)	第20期 (当事業年度) (令和元年12月期)
売上高	(千円)	1,576,025	1,948,190	2,362,808	2,011,540
経常利益	(千円)	200,035	222,327	304,944	131,495
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	△59,003	121,315	153,940	3,710
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△9.26	19.03	24.15	0.58
総資産	(千円)	2,839,796	2,814,100	2,933,155	3,521,531
純資産	(千円)	1,652,408	1,749,819	1,863,920	1,811,681
1株当たり純資産額	(円)	259.23	274.51	292.41	284.22

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当社は、令和元年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第17期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。

③ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
トランスファーマット株式会社	5,680万円	66.0%	集金事務及び収納事務の代行
Q C S 株 式 会 社	5,000万円	100.0%	集金事務及び収納事務の代行
F i n G o 株 式 会 社	3,000万円	100.0%	カードリーダーソリューション事業
給 与 賞 与 株 式 会 社	100万円	100.0%	決済支援

4 対処すべき課題

当社グループは、企業の財務活動における決済等の効率化を支援するサービスをインターネットを通して提供しております。

資金の回収業務につきましては、オンライン証券、外国為替証拠金取引会社等へクイック入金サービスを、また損害保険会社等に対し保険料等の回収業務を収納代行サービスとして提供する既存サービスに加えて、日本へ来る中国人旅行者向けのスマホ決済アプリ「WeChatペイ」や「Alipay」、払込票での支払をスマホを利用して即座に自身の銀行口座より決済できる「PayB」等の新サービスを展開しております。その他、資金の支払業務につきましては、事業会社及び金融会社等に対し、支払サポートサービスを提供しております。また、資金の回収業務や支払業務において得られたデータを活用したファイナンス取次業務を行っており、これら決済に関連する多岐にわたるサービスの提供が当社グループの特色でもあります。

しかしながら、クイック入金サービスを除き、それぞれのマーケットへの普及率は未だ不十分であり、限定的範囲での対応に留まっているため、以下の点を主要課題として認識するとともに、これまで以上の成長を目指し、事業価値の向上を推進してまいります。

① 人材の確保と教育

当社グループは、クイック入金サービスや収納代行サービスなどの既存サービスをはじめとして、スマホ決済アプリ「WeChatペイ」「Alipay」や「PayB」、自動販売機などの無人機でのキャッシュレス決済を可能とする電子マネー対応シンクライアント型決済端末の販売などの新規サービスを開発し提供するなど積極的な事業拡大を図っております。

それに伴い、営業人員をはじめとした人員確保が急務になっており、採用部門の強化、また採用後の教育を実施することで、組織全体の底上げを図り、顧客・サービスに柔軟に対応できる対応力の高い組織を目指してまいります。

② アライアンスの強化

当社グループは、資金業務の効率化や地方拠点からの資金の集中等、物販を伴わない資金移動を行うサービスを提供できることに強みがあり、このようなサービスは多くの一般事業会社でもニーズが高く、大きなマーケットが見込めると考えております。一方、サービスをパッケージ化し自力で広く営業展開を図るには、現在の会社規模では難しく、拡販について十分に対応できているとは言えない状況です。

当社グループのより一層の成長のため、社内の営業人員の確保・育成とともに、営業代行会社等とのアライアンスを強化することで営業力強化を図り、積極的でスピード感のある営業展開を行ってまいります。

3 システム増強

決済サービスは一種の社会インフラでもあり、高度なセキュリティと信頼性の高い安定したシステム運用が求められます。インターネットを取り巻く技術革新は日進月歩であり、当社グループは、新しい技術を積極的に取り入れ、引き続き質の高い運用環境を維持するとともに、事業拡大に対応した運用要員の確保等に注力してまいります。

4 事業開発力の強化

売上強化のためには、既存のビジネスを着実に発展させることはもとより、顧客ニーズの変化・社会の要請に合わせた新規サービスをタイムリーに開発することが重要です。

直近におきましても、スマホ決済アプリ「WeChatペイ」「Alipay」や「PayB」、自動販売機向け電子マネー対応シンクライアント型決済端末の提供などの新規サービスの開発・提供を行っておりますが、引き続き、社会の変化を常に意識し、新しいサービスを開発することで積極的な事業拡大を図ってまいります。

5 主要な事業内容 (令和元年12月31日現在)

事業区分	主要サービス
決済支援事業	クイック入金サービス、収納代行サービス、支払サポートサービス

6 主要な営業所 (令和元年12月31日現在)

名称	所在地
当社	本社：東京都千代田区
トランスファーネット株式会社	本社：東京都千代田区
Q C S 株式会社	本社：東京都千代田区
F i n G o 株式会社	本社：東京都千代田区
給与賞与株式会社	本社：東京都千代田区

7 使用人の状況 (令和元年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
決 済 支 援 事 業	64名	6名増
フ ァ イ ナ ン ス 支 援 事 業		
そ の 他 事 業		
全 社 (共 通)		
合 計	64名	6名増

(注) 当社グループでは、事業セグメントごとの経営組織体系を有しておらず、同一の使用人が複数の事業に従事しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
63名	6名増	36.5歳	4.0年

8 主要な借入先の状況 (令和元年12月31日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	16,650千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	9,183千円

2. 会社の現況に関する事項

1 株式の状況 (令和元年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 24,324,800株
- ② 発行済株式の総数 6,564,400株 (自己株式190,082株を含む。)
- ③ 株主数 4,773名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 T - S K Y	598,800株	9.39%
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) L I M I T E D A / C C L I E N T	558,600株	8.76%
株 式 会 社 エヌ・ティ・ティ・データ	440,000株	6.90%
住 原 智 彦	231,000株	3.62%
株 式 会 社 大 塚 商 会	200,000株	3.14%
宗 教 法 人 宗 三 寺	168,000株	2.64%
江 田 敏 彦	153,000株	2.40%
キャノンITソリューションズ株式会社	100,000株	1.57%
古 川 博 章	99,600株	1.56%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	80,000株	1.26%

(注) 当社は、自己株式190,082株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

- ① 取締役及び監査役の状況（令和元年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	江田敏彦	QCS株式会社代表取締役 トランスファーネット株式会社代表取締役 FinGo株式会社取締役
取締役 C F O	住原智彦	給与賞与株式会社代表取締役 トランスファーネット株式会社監査役 FinGo株式会社取締役
取締役 C I O	芳賀正彦	
取締役 C M O	金山佳正	
取締役	岡部長栄	
取締役	安孫子和司	株式会社NTTデータフロンティア取締役
取締役	木崎重雄	キザキ・エンタープライズ株式会社代表取締役
常勤監査役	大林幹司	QCS株式会社監査役
監査役	山田啓介	公認会計士・税理士山田啓介事務所主宰 有機成薬品工業株式会社社外取締役 有限会社山田殖産取締役
監査役	中谷浩一	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役岡部長栄氏、安孫子和司氏及び木崎重雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役大林幹司氏、山田啓介氏及び中谷浩一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役岡部長栄氏、安孫子和司氏、木崎重雄氏及び監査役山田啓介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山田啓介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役6名 88,796千円（うち社外取締役2名 3,900千円）

監査役4名 14,416千円（うち社外監査役4名 14,416千円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 社外取締役1名及び平成31年3月26日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名については、報酬を支払っておりません。
3. 上記には、平成31年3月26日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
4. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月26日開催の第8回定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成20年3月26日開催の第8回定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 先 及 び 兼 職 の 内 容
取 締 役	岡 部 長 栄	
取 締 役	安 孫 子 和 司	株式会社NTTデータフロンティア取締役
取 締 役	木 崎 重 雄	キザキ・エンタープライズ株式会社代表取締役
常 勤 監 査 役	大 林 幹 司	QCS株式会社監査役
監 査 役	山 田 啓 介	公認会計士・税理士山田啓介事務所主宰 有機合成薬品工業株式会社社外取締役 有限会社山田殖産取締役
監 査 役	中 谷 浩 一	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士

(注) 監査役中谷浩一氏が兼職している桃尾・松尾・難波法律事務所と当社は顧問契約を締結しております。その他、上記の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

					活動状況	
取締役	岡	部	長	栄	当事業年度に開催された取締役会20回のうちすべてに出席しており、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。	
取締役	安	孫	子	和	司	平成31年3月26日就任以降に開催された取締役会16回すべてに出席しており、金融システムの開発など豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	木	崎	重	雄	雄	平成31年3月26日就任以降に開催された取締役会16回のうち15回出席しており、企業経営者及びコンサルタントとしての豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大	林	幹	司	司	平成31年3月26日就任以降に開催された取締役会16回、監査役会10回すべてに出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	山	田	啓	介	介	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会13回すべてに出席しており、公認会計士として会計の専門的見地より適宜必要な発言を行っております。
監査役	中	谷	浩	一	一	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会13回すべてに出席しており、弁護士として法律の専門的見地より適宜必要な発言を行っております。

4 会計監査人の状況

- 1 名称 有限責任監査法人トーマツ
- 2 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,503千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	26,503千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

イ. 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

ロ. 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任並びに後任会計監査人の選任を、取締役を通じ、株主総会の目的とすることといたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨及び不再任並びに選任の理由を、株主総会において報告いたします。

ハ. 監査役会は、当社に対する多面的評価の体制を一層充実し、内部統制をより実効あるものとする目的で、上記ロ. 記載の理由の有無にかかわらず、前年度の会計監査人において特段の職務執行に関する支障がなかったとしても、次年度の会計監査人を他の監査法人と交替することを可能とし、その必要があると判断した場合は、会計監査人の不再任及び後任会計監査人の選任を、取締役を通じ、株主総会の目的とすることといたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨及び不再任並びに選任の理由を、株主総会において報告いたします。

4 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を含む社内規程を遵守し、企業倫理を認識し社会的責任を果たすために、コンプライアンスポリシーを定め定期的な研修を通じ周知徹底を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書の作成、保存及び廃棄を規定した文書管理規程に則り、重要な意思決定及び報告に関して、文書又は電磁的記録により保存、管理を行い、取締役、監査役からの要請があった場合、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

決済の取次という当社の基本業務において、情報セキュリティに関する機密性、完全性、可用性の確保が最も重要と認識し、情報セキュリティ関連規程を整備するとともに情報セキュリティ委員会を設置し、運用状況のモニタリングを行う。また、社内CSIRTを設置し、セキュリティインシデントの抑止策・体制の強化、及び発生後の対処の適正化・迅速化を図る。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月に一度開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催するものとし、迅速な意思決定を行うため、経営及び業務執行に関する重要事項の協議・決定を行う機関として経営会議を設置する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社管理規程に則り、経営等に関する事項につき当社経営会議等に報告を求める。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の基本業務に徹し、情報セキュリティに関する機密性、完全性、可用性の確保が最も重要と認識し、当社情報セキュリティ関連規程を準用し、当社の情報セキュリティ委員会により運用状況のモニタリングを行う。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社管理規程に則り、重要事項は事前に協議を行うこと等により、子会社取締役の職務執行の効率性を確保する。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の監査役及び監査部門による監査、内部統制の整備・運用状況の評価等により業務の適正性を検証する。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な人員を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人に対する指揮命令は監査役が行うものとし、当該使用人の人事異動、人事考課、懲戒等に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。

⑧ 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、取締役会、経営会議、その他社内的重要な会議において、適宜職務執行状況を監査役に報告する。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の監査等を通じて子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、適時、適切に当社の監査役に報告する。また、当社の監査役より業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切に報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度を準用し、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

⑩ 当社の監査役等の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行において、費用の請求をした時は、その費用等が当該監査役等の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

⑪ その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の重要な会議への出席、各部責任者へのヒアリングを通じ、必要な情報を収集するとともに、代表取締役及び会計監査人との定期的な会合を通じて情報意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査部による監査を実施し、監査結果を取締役会において10回、代表取締役より報告しました。

取締役及び使用人を対象に、コンプライアンス教育を実施しました。

監査役会により代表取締役面談を3回実施しました。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び資料は、セキュリティが確保された場所で適切に保管しました。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報セキュリティ関連規程の改定を行い、情報セキュリティ委員会を4回開催しました。またI SMS 監査、個人情報保護監査をそれぞれ1回実施しました。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会からの業務執行の委任を受けた経営会議を44回開催しました。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社管理規程に則り、当社役員又は経営会議に適切に報告がなされました。

当社役員が子会社の役員を兼務することにより、情報を共有しました。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社情報セキュリティ委員会により、子会社の情報セキュリティが適切に管理されていることを確認しました。

-
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社管理規程に則り、重要事項については事前に取締役会において協議を行うことにより、子会社取締役の職務執行の効率性を確認しました。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
監査役により、子会社社長及び管理部門担当役員へのヒアリング等を通じて監査を実施しました。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は当該使用人としての内部監査部長より、毎月内部監査の報告を受け、また、監査役監査運用に関する意見交換を適時行いました。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

「監査役監査基準」に沿い補助使用人に対する指揮命令権を有すること、人事異動、人事考課、懲戒等に対する同意権を有することを明確にし、運用しました。

⑧ 当社の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
監査役は当社の取締役会、経営会議、その他主要会議に出席しました。
- ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
監査役は主な使用人との面談を実施しました。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度を準用し、当社は報告者に対する保護を保証しています。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しました。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人との会合を4回開催し、情報交換しました。

6 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つであると認識しており、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を見ながら、また一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案して決定することを基本方針としております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、毎事業年度における配当は、期末と中間の2回行うことができることとしております。

これらの剰余金の配当については、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会を決定機関としております。

当期の期末配当につきましては、2019年12月期の業績が、当初の見込みを下回る結果となりましたが、当社のキャッシュ・フロー及び現預金の状況等を勘案し、当初予定しておりました8円75銭の配当を実施させていただくことにいたしました。

今後も引き続き企業価値の向上に努めるとともに、当社株式を長期保有していただいております株主の皆様へ安定した利益還元を図ることに努めてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和元年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	7,563,067
現金及び預金	7,004,316
売掛金	199,630
商品	48,391
仕掛品	3,938
関係会社短期貸付金	2,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	360
その他	304,444
貸倒引当金	△14
固定資産	243,609
有形固定資産	31,658
建物附属設備	12,129
器具備品	17,179
建設仮勘定	2,350
無形固定資産	114,531
ソフトウェア	114,531
投資その他の資産	97,418
投資有価証券	4,000
関係会社長期貸付金	410
繰延税金資産	14,808
その他	80,328
貸倒引当金	△2,127
資 産 合 計	7,806,677

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	5,873,250
買掛金	101,203
1年内返済予定の長期借入金	25,833
未払金	20,129
未払法人税等	6,647
未払消費税等	2,693
預り金	5,694,475
その他	22,267
固定負債	13,380
資産除去債務	6,772
その他	6,608
負 債 合 計	5,886,631
純 資 産 の 部	
株主資本	1,849,175
資本金	1,237,988
資本剰余金	83,900
利益剰余金	576,180
自己株式	△48,894
非支配株主持分	70,870
純 資 産 合 計	1,920,045
負債純資産合計	7,806,677

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,290,703
売上原価		1,579,194
売上総利益		711,508
販売費及び一般管理費		603,964
営業利益		107,543
営業外収益		
受取利息	156	
受取手数料	240	
預り金精算益	1,059	
その他	249	1,706
営業外費用		
支払利息	939	
為替差損	217	
その他	339	1,496
経常利益		107,753
特別損失		
投資有価証券評価損	7,000	
減損損失	66,111	73,111
税金等調整前当期純利益		34,642
法人税、住民税及び事業税	35,645	
法人税等調整額	16,459	52,104
当期純損失		△17,461
非支配株主に帰属する当期純利益		7,029
親会社株主に帰属する当期純損失		△24,491

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成31年1月1日 残高	1,237,988	83,900	656,448	△48,720	1,929,616
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△55,776		△55,776
親会社株主に帰属する 当期純損失			△24,491		△24,491
自己株式の取得				△173	△173
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△80,267	△173	△80,441
令和元年12月31日 残高	1,237,988	83,900	576,180	△48,894	1,849,175

	非支配株主持分	純資産合計
平成31年1月1日 残高	63,840	1,993,456
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△55,776
親会社株主に帰属する 当期純損失		△24,491
自己株式の取得		△173
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	7,029	7,029
連結会計年度中の変動額合計	7,029	△73,411
令和元年12月31日 残高	70,870	1,920,045

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (令和元年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,046,031	流動負債	1,696,468
現金及び預金	2,465,426	買掛金	100,099
売掛金	198,575	1年内返済予定の長期借入金	25,833
商品	46,396	未払金	18,539
仕掛品	3,818	未払費用	13,329
前払費用	47,291	未払法人税等	2,089
立替金	255,096	預り金	1,525,794
関係会社短期貸付金	2,000	前受収益	7,371
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	360	未払消費税等	2,190
その他	27,081	その他	1,221
貸倒引当金	△16	固定負債	13,380
固定資産	475,499	預り保証金	6,608
有形固定資産	29,308	資産除去債務	6,772
建物附属設備	12,129	負債合計	1,709,849
器具備品	17,179	純資産の部	
無形固定資産	114,531	株主資本	1,811,681
ソフトウェア	114,531	資本金	1,237,988
投資その他の資産	331,658	資本剰余金	83,900
投資有価証券	3,000	資本準備金	83,900
関係会社株式	245,557	利益剰余金	538,687
関係会社長期貸付金	410	利益準備金	25,836
長期前払費用	1,533	その他利益剰余金	512,850
敷金	61,874	繰越利益剰余金	512,850
破産更生債権等	2,127	自己株式	△48,894
繰延税金資産	14,113	純資産合計	1,811,681
その他	5,170	負債純資産合計	3,521,531
貸倒引当金	△2,127		
資産合計	3,521,531		

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,011,540
売上原価		1,341,078
売上総利益		670,461
販売費及び一般管理費		538,424
営業利益		132,037
営業外収益		
受取利息	134	
受取手数料	240	
未払配当金除斥益	220	
その他	20	615
営業外費用		
支払利息	939	
為替差損	217	1,156
経常利益		131,495
特別損失		
投資有価証券評価損	7,000	
関係会社株式評価損	78,059	85,059
税引前当期純利益		46,435
法人税、住民税及び事業税	27,190	
法人税等調整額	15,534	42,724
当期純利益		3,710

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
平成31年1月1日 残高	1,237,988	83,900	83,900	20,259	570,493	590,752
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△55,776	△55,776
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立				5,577	△5,577	—
当期純利益					3,710	3,710
自己株式の取得						
事業年度中の変動額合計				5,577	△57,642	△52,065
令和元年12月31日 残高	1,237,988	83,900	83,900	25,836	512,850	538,687

	株 主 資 本		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	
平成31年1月1日 残高	△48,720	1,863,920	1,863,920
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△55,776	△55,776
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立		—	—
当期純利益		3,710	3,710
自己株式の取得	△173	△173	△173
事業年度中の変動額合計	△173	△52,238	△52,238
令和元年12月31日 残高	△48,894	1,811,681	1,811,681

記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年2月12日

ビリングシステム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 公認会計士 遠藤 康彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小堀 一英 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ビリングシステム株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビリングシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和2年2月12日

ビリングシステム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 遠藤 康彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小堀 一英 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビリングシステム株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。ただし、2019年3月26日に常勤監査役に就任いたしました大林幹司は、就任前の期間における監査事項につき在任監査役より報告を受け、監査いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年2月20日

ビリングシステム株式会社 監査役会

常勤監査役(社外) 大林 幹司 ㊟

監査役(社外) 山田 啓介 ㊟

監査役(社外) 中谷 浩一 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとしつつ、当期の業績並びに将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円75銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は55,775,283円となります。

(注) 当社は、令和元年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。したがって、上記期末配当は株式分割前の1株当たり配当額に換算すると、1株につき17円50銭に相当します。これにより、当期の年間配当金は、株式分割前の1株当たり17円50銭に相当しますので、前期の年間配当金と同額となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

令和2年3月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
井 出 一 男 (昭和28年4月20日)	平成18年1月 当社入社 平成18年6月 トランスファーネット株式会社(当社子会社) 代表取締役副社長 平成22年1月 同社代表取締役社長 平成22年1月 当社業務部(現業務推進部)部長 平成23年4月 当社管理本部連結会社室室長 平成30年4月 当社退職	一株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 監査役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第39条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できることとしており、当該契約に基づく損害賠償責任限定額は、金50万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。井出一男氏が監査役に就任した場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、適切性を有しており、会計監査が適切に行われることを確保する体制を備えていること、さらに監査報酬も妥当であることなどから、総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

(令和元年12月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人	
事 務 所	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー その他の事務所 (国内) 12ヶ所 東京、大阪、神戸、札幌、東北、新潟、名古屋、北陸、福井、富山、 中国・四国、九州 (海外ジャパンデスク) 17ヶ国・23ヶ所	
沿 革	昭和46年 9月 太陽監査法人設立 平成 6年10月 グラント・ソントン インターナショナル加盟 平成18年 1月 A S G 監査法人と合併し、太陽A S G 監査法人となる 平成20年 7月 有限責任組織形態に移行し、太陽A S G 有限責任監査法人となる 平成24年 7月 永昌監査法人と合併 平成25年10月 霞が関監査法人と合併 平成26年10月 太陽有限責任監査法人に法人名変更 平成30年 7月 優成監査法人と合併	
概 要	資本金 構成人員	代表社員・社員 406百万円 81名 特定社員 3名 公認会計士 287名 公認会計士試験合格者等 175名 その他専門職員 187名 事務職員 77名 合 計 810名

以 上

メモ

招集通知

事業報告

連結計算書類

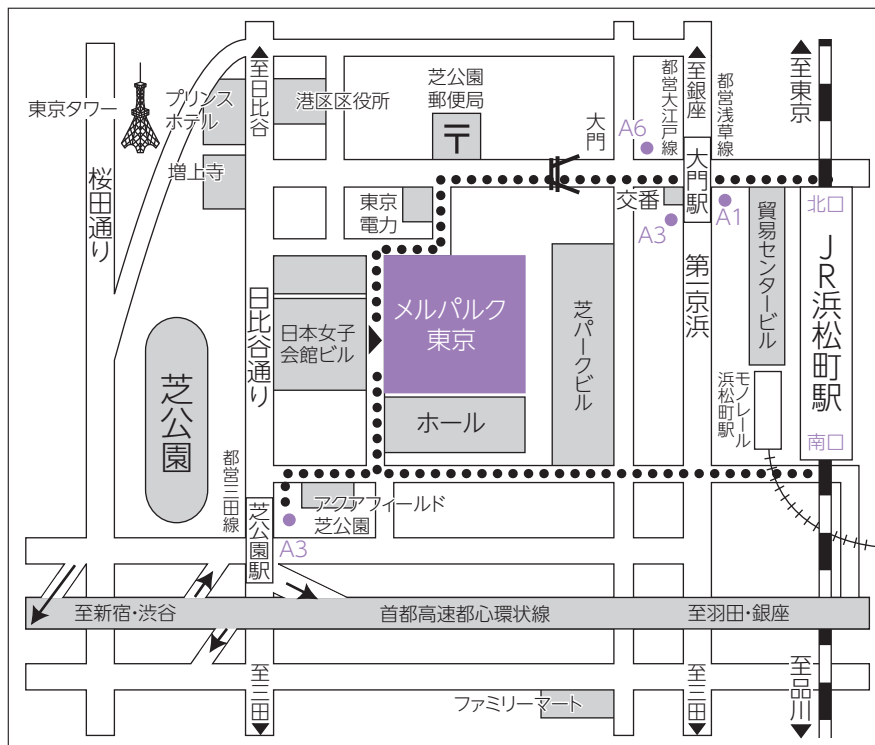
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀の間
TEL 03-3433-7211



交通のご案内

- JR
浜松町駅（北口）又は（南口）S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分
- モノレール
浜松町駅（北口）から徒歩8分
- 地下鉄
芝公園駅（都営三田線「東急目黒線乗入」）A3出口から徒歩2分
大門駅（都営浅草線「京浜急行・京成乗入」、都営大江戸線）A3出口から徒歩4分、
A6出口から徒歩4分、A1出口から徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。